

令和2年4月1日版

建設工事人材育成促進事業

手続の手引き

【公共職業能力開発施設活用コース編】



申請受付期間

令和2年7月1日（水）～令和2年7月14日（火）

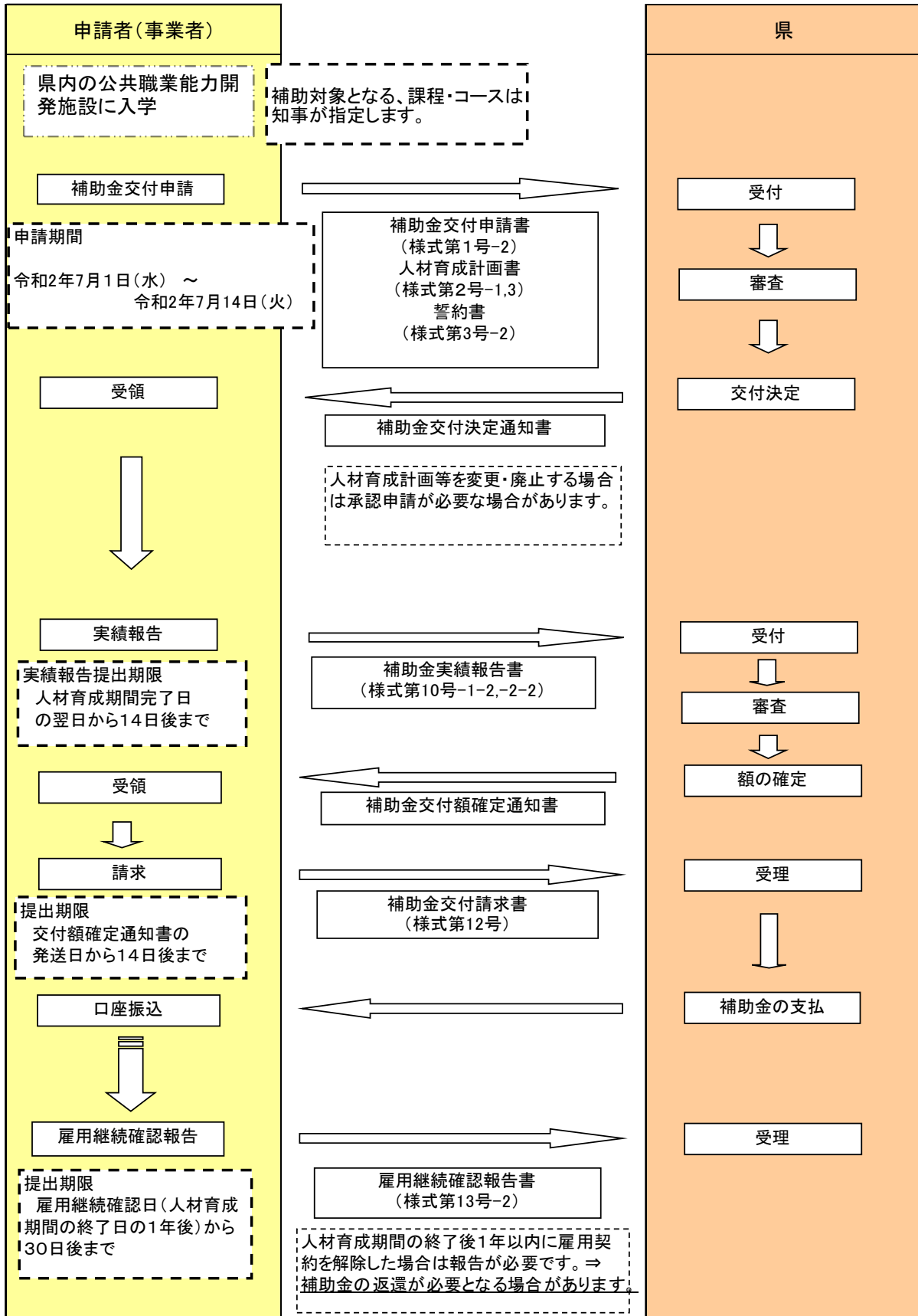
香川県土木部土木監理課

《目次》

1.	手続の流れ	2
2.	補助対象	3
3.	補助金額	5
4.	補助金の交付申請	6
5.	補助金の交付決定	7
6.	人材育成計画の変更	8
7.	人材育成計画の廃止	9
8.	実績報告	10
9.	補助金の額の確定	11
10.	補助金の請求・支払	11
11.	雇用継続確認について	12
12.	書類の提出方法	13

1. 手続の流れ

◆建設工事人材育成促進事業補助金【公共職業能力開発施設活用コース】<手続の流れ>



2. 補助対象

補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）、育成対象は、次のいずれにも該当する必要があります。

○補助対象事業者

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- ② 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(加入義務がない場合を除く。)
- ③ 育成対象労働者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること。
- ④ 育成対象労働者に対して、県内の公共職業能力開発施設を活用した知事が別に定める職業訓練により建設工事に必要な技術等の習得に向けた人材育成を図ること。
- ⑤ 県税（個人住民税を含む。）等の滞納がないこと。
- ⑥ 過去に香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号、以下「規則」という。）第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

○育成対象労働者

- ① 交付申請を行う年度の4月1日時点における年齢が34歳以下であること。
- ② 交付申請を行う年度の4月1日時点における建設業に係る建設工事に関する実務の経験が5年以内であること。
- ③ 県内に在住していること。
- ④ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(加入義務がない場合を除く。)
- ⑤ 過去に当該補助金及び建設工事人材確保育成モデル事業交付要綱（平成26年10月21日）に規定する育成対象労働者として認められたことがないこと。（注1）

○補助対象となる訓練

香川県立高等技術学校（技術専門コース）

・電気システム科 ・建築システム科 ・機械システム科

四国職業能力開発大学校（専門課程）

・生産技術科 ・電子情報技術科 ・電気エネルギー制御科 ・住居環境科

☆令和2年度の育成対象労働者数は**5人程度**を見込んでいます。また、補助金を申請できる育成対象労働者は**1事業者あたり1人**までです。



次の点にご注意ください。

（注1）育成対象労働者として県に申請できるのは年度を問わず1度までです。事業主が変わったとしても、過去に育成対象労働者としている場合は対象外になります。

ただし、「公共職業能力開発施設活用コース」において補助を受けた育成対象労働者が進級した場合は対象とします。

3. 補助金額

補助対象は、育成対象労働者の賃金の一部です。補助金の額は、次のとおりです。

育成対象労働者 1 人 1 時間あたり交付申請を行う年度の 4 月 1 日時点における香川県最低賃金価格（円）

8 1 8 × 人材育成期間中の育成時間数

（育成時間数の上限は 4 8 0 時間です。）

（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額です。）



次の点にご注意ください。

（注 1）補助の対象となる育成時間数には、**国や地方公共団体等から賃金の補助や助成を受けることとなる時間は含めることができません**。他の賃金補助や賃金助成を受けている場合はご注意ください。（例：人材育成期間中に厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金」の賃金助成を受けている場合、その期間は育成時間数から除くこととなります。）

4. 補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、「建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書」（様式第1号－2）、人材育成計画書（様式第2号－1、3）、誓約書（様式第3号－2）及び添付書類を提出してください。提出が必要な書類は次のとおりです。

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○：いずれか一部必要なもの)
①	建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書	【補助金の申請書です。】 ◎様式第1号－2 (記載例は15ページを参照してください。)
②	人材育成計画書	【育成対象労働者の人材育成計画書です。】 ◎様式第2号－1（共通）、◎様式第2号－3 (記載例は16ページ～17ページを参照してください。)
③	誓約書	【補助金の要件を満たしていることを確認する誓約書です。】 ◎様式第3号－2
④	育成対象労働者の①住所、②氏名、③生年月日、④社会保険の加入が確認できる書類⑤雇用保険の加入が確認できる書類（コピー）	【①～③の確認書類】 ○運転免許証、○パスポート、○その他県内在住者であることが確認できる書類 【④の確認書類】 ◎社会保険被保険者証（裏面に住所の記載のあるものは、①～③の確認書類を省略できます。） 【⑤の確認書類】 ◎雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
⑤	育成対象労働者の雇用形態が確認できる書類（コピー）	【育成対象労働者の雇用形態を確認するためのものです。】 ◎出勤簿（直近1か月分） ◎労働条件通知書又は雇用契約書のいずれか
⑥	訓練機関への入校を証する書類	【知事が指定する課程（コース）への入学を確認するためのものです。】

5. 補助金の交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、要件に該当していると認めるときは、「交付決定通知書」を申請者あてに郵送します。

実績報告書を作成するときに、**交付決定通知書に記載された交付決定日、交付決定番号も記入が必要**になりますので、交付決定通知書はなくさないよう保管しておいてください。交付決定通知書の再発行はいたしません。

☆ 育成対象労働者の決定順について

育成対象労働者の交付決定は先着順で行います。申請期間中に5事業者に達した場合は、達した日で受付を終了します。なお、先着順で決定する場合に、同日で予定数を超えた場合は抽選により決定をする場合があります。



次の点にご注意ください。

- 交付決定通知書は、**補助金の支払を確約するものではありません**。適正な実績報告書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。

6. 人材育成計画の変更

補助対象事業者は、人材育成計画等に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第6号）を提出する必要があります。ただし、変更内容が軽微である場合（補助金交付申請額の20%以内の減額）であれば、申請を省略することが可能です。



次の点にご注意ください。

- 補助金交付申請額の変更のほか、会社の商号変更、代表者の変更等、申請書に記載した基本的な事項が変更となる場合は、変更届の提出が必要となります。
- 変更内容により、当初満たしていた交付の条件を満たさなくなった場合、交付決定が取り消されることがあります。

7. 人材育成計画の廃止

補助対象事業者は、人材育成計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書（様式第8号）を提出する必要があります。育成対象労働者の離職した場合は、人材育成計画を廃止することとなります。

（例えば・・・）

★交付決定を受けた後・・・

●育成対象労働者が離職した。

この場合、様式第8号の添付書類として、離職状況の確認が出来る書類（雇用保険被保険者資格喪失届等）を添付してください。



次の点にご注意ください。

- 事前講習については、育成対象労働者向け講習、訓練担当指導者向け講習のうち、**1日でも出席できない場合は人材育成計画を廃止することとなります。**

8. 実績報告

補助対象事業者は、人材育成計画に記載した人材育成計画期間の完了後、14日以内に実績報告を行う必要があります。実績報告書は育成期間完了後、速やかに提出してください。

実績報告が提出されない場合は、補助金の交付が出来ませんのでご注意ください。提出が必要な書類は次のとおりです。

番号	必要書類	留意事項（◎必ず提出が必要なもの）
①	建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書	【実績報告書の提出様式です。】 ◎様式第10号-1-2建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書 ◎様式第10号-2-2人材育成実績報告書 (記載例は19ページ～20ページを参照してください。)
②	交付要綱第6条第3号各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者に対して賃金が支払われたことが確認できる書類（コピー）	【補助金の対象となる日の育成対象労働者の給与支払状況を確認するためのものです。】 ◎育成対象労働者及び訓練担当指導者の賃金台帳、給与明細等（補助金の対象となる日に給与が支払われていることがわかるもの）
③	訓練実施機関の終了（在学）を証する書類	【知事が指定した課程（コース）の履修を確認するためのものです。】

次の点にご注意ください。



- 出勤簿等については、育成労働期間中の勤務時間（超過勤務を除く）が確認できなければいけません。様式第5号に出勤状況を記載していただくとともに、確認資料として出勤簿等の写しを提出していただく必要があります。
- 補助金の対象となる日に給与が支払われていない場合は、補助金は交付できません。

9. 補助金の額の確定

県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、県が確定した補助金の額等を記載し

た「建設工事人材育成促進事業補助金交付額確定通知書」を補助対象事業者あてに郵送します。

この通知書により、補助金の交付額が確定します。通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

10. 補助金の請求・支払

補助金交付額決定通知書を受け取ったら、県に対し、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。

請求書の提出期限は、補助金交付額確定通知書の通知日から14日後までです。

県は、不備のない補助金交付請求書を受理してから約1か月後（期間の短縮はできませんのでご了承ください。）に指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

※補助金交付請求書（様式第12号）の記載例は21ページをご確認ください。

1 1. 雇用継続確認について

補助金の支払を受けた補助対象事業者は、人材育成計画期間の終了日から1年後に雇用継続確認報告書（様式第13号-2）を提出していただく必要があります。人材育成計画期間の完了日から1年経過する間に育成対象労働者が退職している場合は、補助金の全額返還を命じられる場合があります。この場合は、速やかに雇用契約解除報告書（様式第14号）を提出してください。

12. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部で、交付申請書のみ簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。（FAXや電子メールによる提出は不可。）交付申請書以外は、普通郵便で送っても構いません。

また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとって保管しておいてください。

申請受付期間	人材育成期間
令和2年7月1日（水） ～ 令和2年7月14日（火）	令和2年4月1日（水） ～ 令和3年3月31日（水）

【送付先】

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県 土木部 土木監理課 建設工事人材育成促進事業

（公共職業能力開発施設活用コース） 担当者宛て

書類の送付について

(1) 信書を送達できる者により送付すること

申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。



①郵便事業株式会社（郵便法（昭和22年法律第165号））

②総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号））

(2) 配達記録が確認できる方法で送付すること。

申請書や実績報告書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんのでご注意ください。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること。

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「**建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書在中**」、「**建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書在中**」等と朱書きしてください。



次の点にご注意ください。

- 提出していただいた書類は返却いたしません。
- 持参の場合は、書類の受け取りのみの対応となります。（その場での審査は行いません。）

令和元年6月17日～令和元年6月28日(受付期間内)の間の申請日を記入。

様式第1号-2【公共職業能力開発施設活用コース】(第8条関係)

令和元年6月 日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

所在地 高松市番町四丁目1-10
申請者 商号又は名称 株〇〇工業
代表者氏名 代表取締役 讃岐 二郎 印

建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書

建設工事人材育成促進事業補助金の交付を受けたいので、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)第4条及び建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 380,000円

訓練実施機関	香川県立高等技術学校
対象コース	電気システム科
交付申請額の内訳	最低賃金×訓練時間(上限480時間) 480時間×792円=380,000円

千円未満切り捨て

添付書類

- 1 人材育成計画書(様式第2号)
- 2 誓約書(様式第3号)
- 3 育成対象労働者の①住所、②氏名、③生年月日、④社会保険の加入、⑤雇用保険の加入が確認出来る書類(運転免許証、社会保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得届等)
- 4 育成対象労働者の雇用形態が確認できる書類(労働条件通知書等)の写し
- 5 訓練実施機関への入学を証する書類等
- 6 その他知事が必要と認める書類

《建設工事人材育成促進事業補助金人材育成計画書》

【 共 通 事 項 】

(事業所情報欄)

商号・名称	(株) ○○工業				
代表者氏名	代表取締役 讃岐 二郎				
事業所住所	〒760-8570 高松市番町四丁目1-10				
電話番号	(087) 832-0000	F A X	(087) 806-0000		
メールアドレス	marumarukougyou@kougyou-marumaru.co.jp				
担当者氏名	瀬戸 花子				
建設業許可番号	香川県知事許可 般○○ 第○○○○号				
建設業許可業種	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 一般・特定双方に○を付けてください。 </div> 下表の該当する略号に○を付けてください。				
略号	職種	略号	職種	略号	職種
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・レンガ・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

《建設工事人材育成促進事業補助金人材育成計画書》

(育成対象労働者)

ふりがな 氏名	カガワ ハナコ 香川 花子		
生年月日	平成12年5月15日		
年齢	18歳※	※交付申請を行う年度の4月1日時点における満年齢・満実務経験年数	
採用年月日	平成31年4月1日	実務経験年数	満0年0月※
訓練実施施設	香川県立高等技術学校		
対象コース	電気システム科		
①人材育成期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日		
	訓練時間 計(1,400)時間		
②目標 (修了後に期待される能力、その達成状況に応じた処遇の在り方など)	<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p>この欄には、人材育成期間を通じて、どのような知識、技能を身に付けることを目標とするか、また、その達成状況に応じて、どのように処遇するか、具体的に記載してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気工事に関する基礎的な知識を身につける。 ・第二種電気工事士の資格を取得する。 </div>		

4月1日時点の実務経験年数が3年以内であることが必要です。前職での実務経験がある場合は、その経験年数も合算してください。見習い中の経験も含まれますが、単なる雑務や事務は含まれません。

令和元年6月 日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

所在地 高松市番町四丁目1-10
申請者 商号又は名称 株〇〇工業
代表者氏名 代表取締役 讃岐 二郎 印

誓約書

建設工事人材育成促進事業の実施に際し、下記の事項を誓約いたします。

- 1 補助対象事業者は、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める要件に合致していること。
- 2 育成対象労働者は、要綱第5条に定める要件に合致していること。
- 3 要綱第19条の規定に基づき、要綱第18条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当すると知事に認められ、交付決定を取り消された場合において、既に支払を受けた補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金を返還すること。
また、この場合において、交付要綱第20条及び第21条の規定による加算金及び延滞金が課せられることを承知していること。

令和2年月日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

申請者 所在地 高松市番町四丁目1-10
商号又は名称 ㈱〇〇工業
代表者氏名 代表取締役 讃岐 二郎 印

建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書

令和元年〇〇月〇〇日付け元土監第〇〇〇〇号で交付決定通知のあった建設工事人材育成促進事業の実績について、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額 ※交付決定通知書に記載の額	380,000円
実績額	380,000円
内訳	訓練期間中の賃金補助 480時間×792円=380,000円 千円未満切り捨て

添付書類

- 1 交付要綱第7条第3項各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者に対して賃金が支払われていたことが確認できる書類（賃金台帳等）の写し
- 2 訓練実施機関の修了（在学）を証する書類
- 3 その他知事が必要と認める書類

【人材育成実績報告】

育成対象労働者 氏名	香川 花子
①人材育成期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日 (終了日)
	訓練時間 計 (1,400時間)
②目標達成度 (人材育成期間を通して身に付けた能力、それに応じた処遇の改善など)	人材育成期間を通じて、最終的な目標達成度を記述してください。 また、処遇改善等に繋がった場合も、
③今後の課題・目標	人材育成期間を通じて、身に付けた能力等を踏まえ、今後の課題や目標を記載してください。 (例)〇〇の技術習得のために〇〇講習を受講させる。
④育成対象労働者の感想 (人材育成期間を通じて学んだこと、今後の目標等について)	④は必ず、育成対象労働者が自署してください。 人材育成期間を通じて学んだこと、今後取り組みたい課題、将来の目標等を記載してください。 (育成対象労働者の自署に限る)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

香川県知事 浜田 恵造 様

所在地 高松市番町四丁目1-10
 申請者 商号又は名称 (株)〇〇工業
 代表者氏名 代表取締役 讃岐 二郎 印

建設工事人材育成促進事業補助金交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け元土監第〇〇〇〇号で確定通知のあった標記補助金について、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 380,000円

口座振替払	金融機関名	〇〇銀行										
	店舗名	〇〇								本店・支店・支所		
	預金種別	1 普通		2 当座		口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	カタカナ	カ)	〇	〇	コ	ウ	ギ	ヨ	ウ		
	口座名義	(株) 〇〇工業										

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

所在地 高松市番町四丁目1-10
申請者 商号又は名称 株〇〇工業
代表者氏名 代表取締役 讃岐 二郎 印

雇 用 継 続 確 認 報 告 書
(建設工事人材育成促進事業補助金)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇土監第〇〇〇〇号で確定通知のあった建設工事人材育成促進事業について、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記の者が継続して雇用されていることを報告します。

記

ふりがな 氏 名 (育成対象労働者)	香川 花子
人材育成期間終了日 ※実績報告書に記載した日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類

- (1) 人材育成期間終了後の雇用継続を証する書類 (出勤簿、賃金台帳等) の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類